



2026年5月13日

各 位

会 社 名 パ ン チ 工 業 株 式 会 社  
住 所 東 京 都 品 川 区 南 大 井 六 丁 目 22 番 7 号  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 CEO 森 久 保 哲 司  
(コード番号：6165 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 コーポレート・コミュニケーション部長 松田 隼人  
TEL. 03-5753-3130

## 当社株券等の大規模買付行為等に関する対応策（買収への対応方針）の 一部変更及び継続について

当社は、2023年5月13日開催の当社取締役会において当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「現プラン」といいます。）の導入を決議し、同年6月22日開催の当社第49回定時株主総会において株主の皆様よりご承認をいただきましたが、現プランは、2026年6月23日開催予定の当社第52回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了となります。

当社は、現プラン導入後も、社会・経済情勢の変化、買収への対応方針をめぐる様々な動向や議論の進展、コーポレート・ガバナンスコードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、継続の是非を含め、その在り方を検討してまいりました。

その結果、2026年5月13日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、現プランの一部を改訂した上で、以下のとおり更新することを、取締役会で決議いたしました（更新後のプランを、以下「本プラン」といいます。）。なお、現時点において、当社が特定の第三者から当社株券等の大規模買付行為等を行う旨の提案を受けている事実はありません。また、本プランは、本日付で効力を生じるものとしませんが、本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得られなかった場合には、本プランは本定時総会の終結時をもって失効するものといたします。

本プランの有効期間は、2029年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで（3年間）といたします。

本プランにおいて見直しを行った主な内容は以下のとおりです。

- ① 本プランの対象となる「大規模買付行為等」（下記Ⅲ. 3. (1) (a)に定義されます。以下同じとします。）に該当する基準を20%から15%に変更することを含めた内容の一部見直しを行いました。

- ② 買付者等（下記Ⅲ. 3. (1) (a)に定義されます。以下同じとします。）に対して提出又は提供を求める「意向表明書」（下記Ⅲ. 3. (1) (b)に定義されます。）及び本必要情報（下記Ⅲ. 3. (1) (c)に定義されます。）の内容を一部見直しました。
- ③ 取締役会検討期間（下記Ⅲ. 3. (1) (d)に定義されます。以下同じとします。）の内容を一部見直しました。
- ④ 発動事由その2（下記Ⅲ. 3. (2)に定義されます。以下同じとします。）の内容を一部見直しました。
- ⑤ その他趣旨の明確化を含む表現の修正等を行いました。

## I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株券等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株券等に対する大規模買付行為等であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株券等の大規模買付行為等の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大規模買付行為等の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者等の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者等との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株券等の大規模買付行為等を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為等に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## II. 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 当社の企業価値の源泉について

#### ① パーパス・長期ビジョン・パンチスピリット

当社グループの企業価値の源泉は、「パーパス」「長期ビジョン (Vision60)」及び「パンチスピリット」という価値基盤にあります。

当社グループの使命は、ものづくりへのこだわりを持ち、真摯に取り組むことで培ってきた信頼と技術、柔軟な創造力で、世の中を豊かにすることであり、使命をより明確に言語化したものとして、パーパス「ものづくりによる信頼、真摯な技術、自由な創造力で、次世代の豊かな未来をカタチづくる」を掲げております。

このパーパスは、当社グループの事業活動、人財育成、技術開発及び組織運営におけるあらゆる判断の基軸となるものであり、当社の持続的な企業価値創造の出発点となるものです。

また、当社はこのパーパスの実現に向けた中長期的な成長の方向性を示すものとして、長期ビジョン「Vision60」を策定しております。「Vision60」は、当社グループが目指す将来像及び価値創造の方向性を示すものであり、その具体的な内容については、後述する中期経営計画において段階的に具現化されております。

さらに、当社グループには、創業者の情熱や価値観を明文化した企業アイデンティティである「パンチスピリット」が脈々と受け継がれております。

「チャレンジ」「創意工夫」「自由闊達」をキーワードとするこのパンチスピリットは、従業員一人ひとりの主体的な行動や現場力を支える行動規範・企業文化として、当社グループの技術力、組織力、実行力の源泉となっております。

当社グループは、これらの「パーパス」「長期ビジョン」「パンチスピリット」を共有し、実践することにより、変化の激しい事業環境においても一貫した意思決定と持続的な価値創造を可能としており、これこそが当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を支える本質的な源泉であると考えております。

## ② 当社の強み

当社グループの強みは、長期間にわたり一貫して追求してきたことにより形成された企業文化を基盤として、「高い技術力」を中核に、「一気通貫の生産体制」「お客様密着型の営業体制」を有機的に結び付けている点にあります。

当社グループは、プラスチック用金型、プレス用金型等に組み込まれる多種多様な金型部品を取り扱っており、一定規格に基づくカタログ品から、お客様個別の仕様に基づく特注品まで、幅広い製品ラインナップを提供しております。

中でも、設計段階から加工ノウハウが求められる特注金型部品分野においては、日本及び中国を中心に高い市場地位を有していると自負しており、価格競争に陥りにくい高付加価値領域への事業構造の転換を進めてまいりました。

当社グループの「一気通貫の生産体制」とは、原材料調達から切削、熱処理、研削、表面処理に至るまで、金型部品製造に必要となる主要な加工工程を自社グループ内で一貫して担う体制を指します。これにより、品質・コスト・納期の最適化のみならず、特注品における柔軟かつ迅速な対応を可能としております。グループ全体では、最新鋭設備を含め約2,000台以上の加工設備を保有しており、これらの設備を活用した高度な加工技術の蓄積が当社の競争力を支えております。

また、「お客様密着型の営業体制」として、当社はおお客様の製造現場に近接した場所に営業拠点を配置し、対面を基本とした営業活動を通じて、お客様の課題やニーズを的確に把握し、設計・製造と連携した提案活動を行っております。現在、グループ全体で日本国内に複数の営業拠点、海外に多数の営業拠点を展開しており、グローバルにおい

でもお客様に近い立場でのサービス提供を可能としております。

これらの生産体制及び営業体制を根底から支えているのが、当社の高い技術力と人材です。当社の技術力は、創業以来培ってきた熟練技術者による加工技能と、最新設備を活用した新技術・新工法の研究開発の双方から構成されております。こうした技術を将来にわたり持続的に発展させるため、社内技能研修機関等を通じて人材育成及び技能継承に継続的に取り組んでおります。

当社グループは、こうした企業文化・技術力・生産体制・営業体制を一体的に機能させることで、他社には容易に模倣できない競争優位性を確立しており、これらが当社の持続的な企業価値創造を支える重要な強みであると考えております。

## 2. 中期経営計画による企業価値向上への取組みについて

### ① 長期ビジョン「Vision60」

当社グループは、創業者精神である「チャレンジ」「創意工夫」「自由闊達」を受け継ぐパンチスピリットと、パーパスである「ものづくりによる信頼、真摯な技術、自由な創造力で、次世代の豊かな未来をカタチづくる」を価値創造の原点として、創業50周年を機に、今後10年先を見据えた長期ビジョン「Vision60」を策定しております。

「Vision60」では、急速に進展するデジタル化やAIの進化、労働人口減少、グローバルな生産構造の変化、環境・社会課題への要請の高まりなど、当社を取り巻く事業環境の中長期的な変化を踏まえ、「脱・金型部品依存」を掲げております。

これは金型部品事業を縮小することを意味するものではなく、同事業を引き続き事業基盤としつつ、F A事業や新事業など金型部品以外の領域を育成し、事業ポートフォリオの多角化を進めることで、より安定的かつ持続的な成長を実現することを目的としたものです。

当社グループは、このVision60を軸として、今後10年間で3つの中期経営計画を順次遂行し、継続的な企業価値向上を図ってまいります。なお、本日（2026年5月13日）に中期経営計画「バリュークリエーション28」（以下「V C 28」といいます。）を公表しました。

「V C 28」では、策定の背景及び位置づけとして、以下を想定しております。

当社グループを取り巻く事業環境は、世界的な地政学リスクの高まり、原材料価格や人件費の上昇、為替変動に加え、少子高齢化を背景とした人材不足や、自動化・省人化ニーズの加速など、大きな変化の局面を迎えております。

当社はこれまで、精密金型部品事業を中核にグローバル展開を進め、安定した事業基盤を構築してまいりました。一方で、資本効率や収益性の面では、なお改善の余地があるとの認識のもと、企業価値の持続的向上に向け、事業構造そのものを進化させる必要性を強く認識しております。

こうした課題認識のもと、当社グループは、創業60周年を迎える2034年度のありたい姿を示した長期ビジョン「Vision60」を新たに策定し、「脱・金型部品依存」をキーワードに、事業領域の拡大と収益構造の高度化を目指す方針を明確にいたしました。

当該「V C 28」は、この長期ビジョン「Vision60」の実現に向けた最初の中期経営計画であり、「収益性の改善」と「次の成長に向けた基盤構築」に集中するフェーズとし

て位置づけております。

また、「V C 28」において当社グループは、以下の基本方針のもと、経営戦略を推進してまいります。

- 既存事業(金型部品事業)における特注品特化と生産性向上による、安定したキャッシュ総出力の強化
- 自動化・省力化ニーズを背景としたF A事業の育成・拡大による、第2の収益性の確立
- R & D及び新規事業への取組みを通じた、中長期的成長機会の創出
- D X推進による業務効率化と固定費構造改革
- R O I Cを中核指標とした、資本効率を重視する経営の徹底

これらの施策を通じて、収益性・資本効率の改善と、持続的な成長投資を両立させ、P B R 1.0倍を見据えた企業価値向上を目指しており、「V C 28」の最終年度(2029年3月期)において、以下の経営目標を掲げております。

- 連結売上高：500億円
- 営業利益：34億円
- 営業利益率：6.8%
- R O E：8.0%以上
- R O I C：10.0%以上

当社グループは、中期経営計画「V C 28」を着実に実行することで、収益性と資本効率を伴った持続的成長を実現し、株主・投資家をはじめとするステークスホルダーの皆様から信頼され、社会に必要とされ続ける企業グループを目指してまいります。

## ② 60周年時(2034年度)に目指す姿

「Vision60」において当社グループが2034年度に目指す姿は、パーパスとパンチスピリットを実践する中で具現化し、事業構造・組織・経営基盤のすべてにおいて進化した企業グループとなっている状態です。

具体的には、金型部品事業では、資本業務提携の効果最大化や営業・製造の更なる連携を通じて、高付加価値な特注品を中心に安定した収益力を維持・向上させることを目指します。一方で、F A事業及び新事業においては、M & AやR & Dを積極的に活用し、金型部品事業で培った技術力・生産力・顧客基盤を応用することで、新たな成長エンジンの確立を図ります。

これらの取組みを通じ、2034年度には、既存事業の持続的成長、F A事業の拡大、新事業の創出がバランスよく進展し、事業ポートフォリオにおける金型部品への依存度が相対的に低下した、より強靱な経営体制を構築している状態を目指しております。

## ③ 成長戦略の方向性

「Vision60」に基づく当社グループの成長戦略は、「重点経営課題への対応」と「経営基盤の強化」を両輪として展開されます。

重点経営課題としては、高スピードで進む技術革新への対応、労働人口減少や国内市場の成長鈍化への対応、さらには国際社会情勢や環境意識の変化への対応が挙げられます。これらに対し、当社グループは、既存事業の枠組みにとらわれないR & Dの強化、

F A事業の拡大による自動化・省力化需要への対応、新業種・新地域の開拓、ならびにM&Aやスタートアップ企業との連携等による事業領域の拡張を進めてまいります。

また、経営基盤の強化においては、金型部品事業を基盤とした収益性の改善、グローバルでの生産・販売体制の最適化、人財育成・技能継承を含む人的資本経営の推進、サステナビリティ及びガバナンス体制の強化を重視しております。特に、パンチスピリットを体現する人財の育成と、挑戦を後押しする組織風土の醸成は、「Vision60」達成に不可欠な経営基盤であると位置付けております。

当社グループは、このような中期経営計画に基づく一連の取組みを着実に実行することにより、環境変化に左右されにくい持続的な企業価値創造を実現し、ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

### 3. 当社のコーポレートガバナンス強化への取組みについて

#### ① コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とこれまでの取組み

当社グループは、法令を遵守し誠実に社会的責任を果たすとともに、経営の健全性及び透明性を高め、株主や顧客をはじめとするすべてのステークホルダーにとっての利益を守り、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレートガバナンスの基本方針として、(i)株主の権利・平等性の確保、(ii)株主を含む全ステークホルダーとの適切な共働、(iii)適切な情報開示による透明性の確保、(iv)取締役会による業務執行の監督、及び(v)株主との建設的な対話を定めております。

その上で、上記基本方針を実践するためには、コーポレートガバナンスの確立が最重要課題と認識しております。これまでの取組みは以下のとおりです。

2015年 任意の指名・報酬諮問委員会（現 指名・報酬委員会）設置

取締役会実効性評価開始

2016年 女性取締役選任

取締役会議長を社長から独立社外取締役に変更

株式報酬制度の導入

2017年 取締役会長以外の役付取締役廃止、執行役員の中から社長を選定

2018年 役員の定年年齢及び社外役員の在任年数上限を規定

社長CEO他役員等の選解任基準の策定

2021年 監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行

2022年 執行側にサステナビリティ委員会設置

これらの施策に加え、当社は、経営環境の変化や資本市場からの要請を踏まえ、取締役会の構成や運営、役員選解任の在り方等について定期的な検証と見直しを行い、ガバナンス体制の実効性向上に継続的に取り組んでおります。

#### ② ガバナンス体制の概要

当社は、会社法上の機関設計として、監査等委員会設置会社を選択しており、取締役会による経営の監視・監督と、経営陣による業務執行を分離し、経営陣による迅速な意思決定を可能とするため、執行役員制度を導入しております。また、取締役会を構成する取締役は、2026年5月13日現在、7名（社内取締役3名、独立社外取締役4名）で構

成され、独立社外取締役による監督機能を高めるため、独立社外取締役が取締役会議長を務めております。

取締役及び執行役員は、その役割と責任を明確にするため任期を1年としております。また、取締役及び執行役員の選解任並びに報酬は、決定プロセスにおける公正性・透明性を高めるため、独立社外取締役2名及び代表取締役で構成される「指名・報酬委員会」の審議のうえ答申を行い、取締役会で決定することとしております。なお、取締役会は、指名・報酬委員会の意見を尊重する旨、規程に明記しております。

監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の業務執行状況や重要な意思決定に関し必要に応じて意見を表明するほか、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）や執行役員等からの聴取や報告を通じて厳正な監査を実施しております。

また、当社の内部監査部門と緊密な連携を取り、定期的に内部監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、必要に応じて業務執行部門から報告を受ける体制としております。

### ③ 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主・投資家の皆様との建設的な対話をより一層強化することを目的として、株主・投資家の皆様と平等かつ公正な対話を行っております。当社は、こうした建設的な対話を実現するため、IR専任部署を設置するとともに、決算説明会や会社説明会の開催に加え、IRイベントへの積極的な参加、国内外の投資家の皆様との個別ミーティングやスモールミーティングの実施を通じて、コミュニケーションの一層の充実に継続的に取り組んでおります。今後も、このような取り組みを通じて、株主・投資家の皆様との対話の質の向上を図り、建設的な対話を継続してまいります。

## 4. 株主還元方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的・継続的かつ連結業績への連動性を意識した利益配分とすることを基本に、配当は「連結配当性向30%以上、かつ株主資本配当率（DOE）3%以上」を指標として、財政状態や資金需要等を総合的に勘案した上で決定し、自己株式取得は、財政状態や株価等の市場環境の動向を踏まえ、必要に応じて機動的に実施することを基本方針としております。

当社は、機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって配当を行うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本としておりますが、期末配当については定時株主総会の決議により決定することを原則としております。この方針に基づく、2026年3月期の配当金と配当性向及びDOEは下記のとおりです。

配当の推移（2023年3月期～2026年3月期）

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
配当金（円）	19.50	19.40	19.56	19.56
配当性向（％）	33.5	—	58.1	63.2
DOE（％）	3.0	3.0	3.0	3.1

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

当社は、上記Ⅰ. のとおり、買付者等に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えておりますが、上場会社である以上、買付者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買付者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株券等の大規模買付行為等を抑止するために、当社株券等に対する大規模買付行為等が行われる際に当該大規模買付行為等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって、大規模買付行為等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為等を行おうとする者に対して、警告を行うこと等を目的としております。

なお、本プランによる買収への対応方針の継続決定に当たり、当社は、経済産業省に設置された企業価値研究会が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、同研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」並びに東京証券取引所が2015年6月1日に導入し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」等の買収への対応方針に関する議論を踏まえつつ、透明性・流通市場への影響等も含め総合的に検討し、その結果として、本プランにより買収への対応方針を継続することが最善の選択であるとの判断に至ったものです。

なお、2026年3月31日現在における当社の株主の状況は別紙3「当社の大株主の状況」のとおりであります。また、森久保有司氏、森久保哲司氏、両氏の親族である共同保有

者及びエム・ティ興産株式会社（以下「創業家関係者ら」と総称します。）は、2026年3月31日現在、共同保有者として、当社株式を持株比率<sup>1</sup>にして合計19.19%保有しています。創業家関係者らは、当社の安定株主として当社と友好的な関係を構築しており、現時点において、本プランの適用対象とはなりません。なお、森久保哲司氏は当社の代表取締役 社長執行役員 CEOを務めておりますが当社取締役会には、当社の役職員を務める同氏以外の創業家関係者らは存在せず、当社の経営が創業家関係者らによって支配されているといった状況にはございません。また、創業家関係者らは、当社株式等の処分や議決権行使について当社とは独立した判断に基づき意思決定を行っており、当社と創業家関係者らとの間には、創業家関係者らが今後も当社株式等を保有し続けることについての契約等は存在していません。したがって、創業家関係者らの事情により譲渡、相続その他の処分がなされ、今後保有比率が低下する可能性は否定できず、必ずしも将来にわたってこれらの株主が安定した地位を占めるものとは言えません。

また、当社の株券等は、その約66%は個人株主の皆様や外国法人等により保有されているため、当然のことながら流動性があります。

このように、創業家関係者らの保有比率が大きく低下し、当社の株券等の流動性が高まることにより、より多くの株主・投資家の皆様に当社の株券等を保有していただく機会が増加することになりますが、その反面、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為等が行われるおそれが高まることも否定できないと考えております。

加えて、当社は時価総額が比較的小さいことから、大規模買付行為等に該当する基準を20%のままとした場合、当社株券等の買集めが短期間で進行する可能性があり、買集めが短期間で進行した場合、株主の皆様が十分な情報と時間をもって判断できる環境を確保できないおそれがあります。

本プランは、こうした変化を踏まえ、社会・経済情勢の変化や買収への対応方針を巡る様々な動向や議論の進展等を考慮し、企業価値及び株主共同の利益を守る観点から、より早い段階で買付者等による買集めの目的等を精査することを可能とすることを目的としています。

## 2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の大規模買付行為等を行おうとする者が現れた際に、買付者等に事前の情報提供を求める等、上記目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買付者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買付者等による権利行使は原

---

1 持株比率は自己株式（86,281株）を控除して計算しております。

則として認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる等の対抗措置(Ⅲ. 3. (1)「本プランの発動に係る手続」(e)に定義されます。以下同じとします。)をとることができるものとします。

本プランに従って本新株予約権(Ⅲ. 3. (1)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じとします。)の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様には当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は希釈化される可能性があります。当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の当社取締役会の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣からの独立性を有する当社社外取締役及び/又は社外の有識者等の中の3名以上から構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます。)の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様のご意思を確認することがあります。

さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

### 3. 本プランの内容

#### (1) 本プランの発動に係る手続

##### (a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①若しくは②に該当する行為又はこれらに類似する行為(これらの提案<sup>2</sup>を含みます。)(当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「大規模買付行為等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。

① 当社が発行者である株券等<sup>3</sup>について、保有者<sup>4</sup>の株券等保有割合<sup>5</sup>を15%以上と

<sup>2</sup> 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本書において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ii)当該特定の株主との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」といいます。)、弁護士、会計士及び税理士その他のアドバイザー、並びに(iii)保有者、その共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めたものを含みます。以下同じ)、上記(i)又は(ii)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引(ToSTNeT-1)により当社株券等を譲り受けた者は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の

することを目的とする買付けその他の取得<sup>6</sup>

- ② 当社が発行者である株券等<sup>7</sup>について、公開買付け<sup>8</sup>を行う者の株券等所有割合<sup>9</sup>及びその特別関係者<sup>10</sup>の株券等所有割合の合計が15%以上となる公開買付け
- ③ 上記①又は②に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>11</sup>を樹立する行為<sup>12</sup>（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等所有割合の合計が15%以上となるような場合に限り。）

なお、本プランにおいては、大規模買付行為等に該当する基準として、15%という数値を基準として採用させていただくこととしております。これは、①企業会計上、15%という数値は持分法適用の有無を決する一つの基準として用いられているほか、②議決権割合の6分の1（約16.7%）超という数字が、簡易合併等について、株主総会での承認の省略を阻止し得る数値として会社法も重要な意義を有していること（会社法第796条第3項、会社法施行規則第197条第1号ご参照）、③今後市場内外において短期的に大量に当社株券等が買い占められるリスクは必ずしも低いものではないと思料されること、④当社は時価総額が比較的小さいことから、大規模買付行為等に該当する基準を20%のままとした場合、株式の大量買集めが短期間で進行する可能性があり、株主の皆様が十分な情報と時間をもって判断できる環境を確保できないおそれがあること、⑤米国のライツ・プランでも15%あるいはそれを下回る割合を対抗措置の発動基準としている事例が多数であることのほか、日本においても15%を対抗措置の発動基準として用いられている事例も存在すること

---

計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

<sup>6</sup> 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>9</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

<sup>10</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めのない限り同じとします。

<sup>11</sup> 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、別紙4に定める基準に従い行うものとします。なお、別紙4に定める基準は、法令の改正や裁判例の動向等に基づき独立委員会の決議によって適宜合理的な範囲内で変更される場合がございますが、その場合、速やかに開示いたします。

<sup>12</sup> ③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、③所定の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

等の事情を総合的に勘案した結果となります。

大規模買付行為等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）の無償割当てその他の対抗措置の不発動に関する決議を行い、又は当社株主総会において本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動に係る議案が否決されるまでの間、大規模買付行為等を実行してはならないものとし、

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、大規模買付行為等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとし、）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、会社等の目的及び事業の内容、設立準拠法、代表者の役職及び氏名、大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要、日本国内における連絡先、買付者等が現に保有する当社の株券等の数、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社株券等の取引状況及び企図されている大規模買付行為等の概要等を明示するとともに、買付者等の定款及び履歴事項全部証明書（又はそれらに相当するもの）、並びに直近5事業年度における単体及び連結ベースでの貸借対照表及び損益計算書を併せて提出していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限るものとし、

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日（初日不算入）以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等には、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報を含む当社取締役会又は独立委員会が買付者等の大規模買付行為等の内容を検討するために必要と考える情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議事項、決議要件等については、別紙1「独立委員会規則の概要」をご参照ください。なお、本プラン継続時に就任する予定の独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。

当社取締役会及び独立委員会は、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、

株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために当該買付説明書の記載内容では本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会及び独立委員会双方に追加的に提供していただきます。

なお、本必要情報の追加提供の要求は、本必要情報の提供が十分になされたと当社取締役会が認めるまで繰り返し行うことができますが、最終の回答期限日は、本必要情報の提供が十分になされたと当社取締役会が認めない場合でも、買付者等が情報リストを受領した日から起算して60日を超えないものとします（但し、買付者等からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。以下「必要情報提供期間」といいます。）。また、大規模買付行為等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「本必要情報」の一部に含まれるものとします。

## 記

- ① 買付者等及びそのグループ（主要な株主又は出資者、重要な子会社・関連会社、共同保有者<sup>13</sup>、特別関係者、買付者等を被支配法人等<sup>14</sup>とする者の特別関係者その他の密接関連者を含み、ファンド若しくはその出資に係る事業体（日本法に基づいて設立されたものであるか外国法に基づいて設立されたものであるかを問わず、法形式の如何を問いません。以下「ファンド等」といいます。）の場合又は買付者等が実質的に支配若しくは運用するファンド等が存する場合は各組合員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。）の詳細（名称、沿革、資本関係、設立準拠法、資本構成、事業内容、投資方針の詳細、過去10年以内における投融資活動の詳細、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報、財務内容、経営成績、過去10年以内の法令違反等の有無及び内容、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験及び今後の競業可能性等の詳細に関する情報、役員の氏名、職歴及び過去における法令違反行為の有無及び内容、並びに当該買付者等による大規模買付行為等と同種の過去の取引の内容等を含みます。）
- ② 買付者等及びそのグループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。）の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- ③ 大規模買付行為等の目的（意向表明書に記載された目的の詳細。なお、支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後における当社株式等の第三者への譲渡等又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます。以下同じとします。）を

<sup>13</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

<sup>14</sup> 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含み、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。)、方法及び内容(大規模買付行為等の対象となる当社株券等の種類及び数、大規模買付行為等に係る買付け等を行った後における株券等所有割合

- ④ 大規模買付行為等の対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性(資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。)、実現可能性等(大規模買付行為等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容)を含みます。)
- ⑤ 大規模買付行為等の価額及びその算定根拠の詳細(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関の名称と当該算定機関に関する情報、算定機関の意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額並びにその算定根拠を含みます。)
- ⑥ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の詳細(有無、具体的な内容及び態様を含みます。)
- ⑦ 買付者等による当社の株券等の過去における取得に関する情報
- ⑧ 大規模買付行為等の資金の裏付け(大規模買付行為等の資金の提供者(直接か間接かを問わず、実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、及び関連する取引の内容を含みます。)
- ⑨ 大規模買付行為等に関する第三者との間における意思連絡(当社に対して重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。))の有無及びその内容
- ⑩ 大規模買付行為等の後における当社グループの経営方針及び経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の完了後に派遣を予定している取締役候補の経歴その他の詳細に関する情報(当社及び当社グループの事業と同種の事業についての知識及び経験等に関する情報を含みます。)、事業計画、資本政策、資金計画、配当政策、及び資産活用策等(大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。))その他大規模買付行為等の完了後における当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、地域関係者(研究所、工場等が所在する地方公共団体を含みます。)
- ⑪ 大規模買付行為等完了後の当社株券等の保有方針及び当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由
- ⑫ 大規模買付行為等の後における当社の株主(買付者等を除きます。)、当社の従業員、取引先、地域社会その他の当社に係る利害関係者等に対する対応方針
- ⑬ 買付者等と当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑭ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関係(直接であるか間接であるかを問いません。))に関する情報、また関連性がある場合にはその関連性に関する詳細、及びこれらに対する対処方針
- ⑮ 買付者等が濫用的買収者に該当しないことを誓約する旨の書面
- ⑯ 大規模買付行為等に適用される可能性のある外為法その他の国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法、外為

法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、関係する法域における資格を有する弁護士による意見書をあわせて提出していただきます。）

- ⑰ 大規模買付行為等完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑱ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 大規模買付行為等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

当社取締役会は、買付者等から買付説明書及び当社取締役会又は独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、取締役会検討期間の範囲内で適宜設定する回答期限までの間、買付者等の大規模買付行為等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。

当社取締役会又は独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合（なお、提供を要求した情報の一部が提出されない場合においても、不提出につき合理的な説明がなされていると判断した場合には、本必要情報の提供が完了したものと取り扱う場合があります。）又は必要情報提供期間が満了した場合、当社は、その旨を適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。なお、下記②に記載のとおり、当該開示の日の翌日から、取締役会検討期間が起算されることとなります。

② 取締役会による検討等

当社取締役会は、買付者等からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供がなされたと認めた旨又は必要情報提供期間が満了した旨を当社が開示した日の翌日から、原則として以下(i)又は(ii)の期間が経過するまでの間（以下「取締役会検討期間」といいます。）、大規模買付行為等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。

(i) 対価を現金（円貨）のみとする当社の全ての株券等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付行為等の場合には最大90日

当社取締役会は、必要に応じて投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家（以下「外部専門家」といいます。）の助言を得ることができるものとします。当該助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示

いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、買付者等より意向表明書、本必要情報の提出を受け、取締役会検討期間開始と同時に、独立委員会に対し、対抗措置の発動の是非について諮問します。なお、その際に買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供いたします。

また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該大規模買付行為等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができますものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報の提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、上記(i)(ii)いずれにおいても、買付者等の大規模買付行為等の内容及び代替案（もしあれば）の検討、並びに買付者等との交渉等を踏まえ、取締役会検討期間が当該評価・検討のために不十分であると当社取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合にのみ、必要とされる合理的な範囲内で、取締役会検討期間を延長することができるものとします。延長の期間は原則として30日を超えないものとします。

(e) 独立委員会の勧告等

独立委員会は、取締役会検討期間内に、上記(d)の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案等と並行して、以下の手続に従い、大規模買付行為等が下記(2)「対抗措置発動の要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当て又はその他法令及び当社定款の下で可能な措置（以下「対抗措置」と総称します。）を発動すべき旨の勧告を行うことができるものとします。なお、独立委員会は、勧告に際して対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

(ア) 発動事由その1に該当する場合（買付者等が本プランに規定する手続を遵守しない場合）

独立委員会は、発動事由その1に該当すると判断した場合、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動その他必要と考える事項を勧告します。

(イ) 発動事由その2に該当する場合

買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

但し、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、下記(2)に定める発動事由その2に掲げるいずれかの類型に該当すると認められ、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ対抗措置の発動が相当であると判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。

但し、独立委員会は、一旦対抗措置の発動の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、対抗措置の中止又は発動の停止等に係る新たな勧告を行うことができるものとします。なお、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行った場合においては、独立委員会は、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が大規模買付行為等を撤回した場合その他大規模買付行為等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、大規模買付行為等について、発動事由に該当しないと判断した場合は、当社取締役会に対し、対抗措置を発動すべき旨の勧告を行わないものとします。但し、独立委員会は、一旦対抗措置の発動の勧告を行わない場合であっても、後日、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、対抗措置を発動すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、大規模買付行為等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の大規模買付行為等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

#### (f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記(e)に従って勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重しつつ、本プランに基づいて対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。但し、下記(g)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い取締役会決議を行うものとします。

なお、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置発動の決議を行い、又は不発動の決議を行わず、対抗措

置を発動するか否かを株主の皆様にご質問のうえ、株主意思確認総会（下記(g)に定義されます。以下同じとします。）の招集を決議することができるものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から当社取締役会に対する対抗措置の発動の勧告が行われた後であっても、大規模買付行為等が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の決定を行うことができるものとします。

これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

#### (g) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、(I)独立委員会が、上記(e)に従い、対抗措置の発動に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の大規模買付行為等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(II)ある大規模買付行為等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、可及的速やかに株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主の皆様方の意思を確認することとします。これらの場合には、当社取締役会は、議決権を行使できる株主の範囲（近時の裁判例や大規模買付行為等の態様等も踏まえて、適切な範囲を決定することを予定しております。）、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適用ある法令等に従って開示いたします。株主意思確認総会の決議は、当該株主意思確認総会に出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行われるものとします。

当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不発動に関する決議を行います。

当該株主意思確認総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しない場合で、当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は株主意思確認総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

#### (h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出され

た事実及びその概要、本必要情報の概要、取締役会検討期間が開始した事実、並びに取締役会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。)、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が株主及び投資家の皆様のご判断に際して必要又は適切であると考えられる事項について、適時に情報開示を行います。

## (2) 対抗措置発動の要件

本プランを発動して対抗措置を発動するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

### 記

#### 発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない大規模買付行為等であり（大規模買付行為等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ対抗措置を発動することが相当である場合

#### 発動事由その2

以下の要件のいずれかに該当し、かつ対抗措置を発動することが相当である場合

- (a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為等である場合
- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株券等を買占め株価をつり上げ、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為（いわゆるグリーンメール）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
  - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付者等又はそのグループ会社等に移譲させ、又は重要な資産等を廉価に取得する等の当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為（但し、対抗措置の発動は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を毀損するか否かという観点から判断するものとし、③に形式的に該当することのみをもって対抗措置を発動することはしないものとします。）
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産や有価証券等の高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為（但し、対抗措置の発動は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を毀損するか否かという観点から判断するものとし、④に形式的に該当することのみをもって対抗措置を発動することはしないものとします。）
  - ⑤ 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株

券等を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合

⑥ 買付者等の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合

(b) 強圧的二段階買付け（一段階目の買付けで全株券等の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）等の、構造上当社株主の皆様は株券等の売却に係る判断の機会又は事由を制約するような事実上強圧性がある大規模買付行為等である場合

(c) 大規模買付行為等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な大規模買付行為等であると合理的な根拠をもって判断される場合

(d) 買付者等による大規模買付行為等により、株主の皆様はもとより、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員等の利害関係者との関係を損なうことなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすと合理的な根拠をもって判断される場合

(e) 買付者等による大規模買付行為等が実施された場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が大規模買付行為等を実施しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合

(f) 買付者等の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、買付者等が当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(g) その他上記(a)から(f)までに準ずる場合で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

### (3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき本新株予約権の無償割当てを実施する場合、当該本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

#### (a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I) 特定大量保有者<sup>15</sup>、(II) 特定大量保有者の共同保有者、(III) 特定大量買付者<sup>16</sup>、(IV) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(V) 上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(VI) 上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者<sup>17</sup>（以下、(I)ないし(VI)に

<sup>15</sup> 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が15%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

<sup>16</sup> 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して15%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

<sup>17</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と実質的に協調して

該当する者を「非適格者」と総称します。)は、一定の例外事由<sup>18</sup>が存する場合を除き本新株予約権を行使することができません。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

一定の事由が生じたこと又は当社取締役会が別途定める日が到来したことを条件にして、当社取締役会の決議に従い、①本新株予約権の全部又は非適格者以外の株主が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項や、②非適格者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、非適格者が所有する本新株予約権については一定の行使条件(例えば、買付者等が株式を処分した場合に、その行使後における株券等保有割合が15%を下回ること等の一定の条件の範囲内で本新株予約権を行使することができる旨の行使条件等)や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項(但し、非適格者以外の株主の利益を害するものではないと合理的に判断される内容のものに限ります。)等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項等を付すことがあり得ます。なお、非適格者が保有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わないこととします。

本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付  
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容その他必要な事項については、本新株予

---

行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

<sup>18</sup> 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に大規模買付行為等を中止又は撤回し、かつ爾後大規模買付行為等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合(但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。)として当社取締役会が認めた割合(以下「非適格者株券等保有割合」といいます。)が、15%を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、15%を下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途本新株予約権無償割当て決議又は当社取締役会において定めるものとします。

約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。但し、当該有効期間の満了時点において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。

なお、本プランは、本定時株主総会においてご承認いただき、2029年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで有効期間が更新された後も、当社株主総会において当社提案に基づき本プランの廃止の決議が行われた場合、又は当社株主総会において選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本プランの導入の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項につき、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(5) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2026年5月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入にあたって株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入にあたっては、本新株予約権の無償割当てを含む対抗措置の発動自体は行われません。したがって、本プランの継続をもって、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、対抗措置の発動を決定し、本新株予約権無償割当て決議

を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主の皆様に対し、その有する当社株式1株につき1個を上限として、本新株予約権が無償で割り当てられます。割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手續等は不要です。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。そのため、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

但し、非適格者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.(1)「本プランの発動に係る手續」(e)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権全てについてこれを無償で取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

その他、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、非適格者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、非適格者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(b) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手續は不要です。

また、無償割当てがなされる本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。但し、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあるほか、例外事由該当者の有する本新株予約権について、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得することもあります。

上記のほか、本新株予約権の無償割当てを行う場合における本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

#### IV. 本プランの合理性

##### 1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本プランは、当社株券等に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案（もしあれば）を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための枠組みであり、基本方針の実現に資するものです。

##### 2. 買収への対応方針に関する指針の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、本プランは、東京証券取引所が2015年6月1日に導入し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」及び経済産業省が2023年8月31日付けで公表した「企業買収における行動指針―企業価値の向上と株主利益の確保に向けて」の定めを勘案したものとなっております。その結果として、本プランを継続することが最善の選択であるとの判断に至ったものです。

##### 3. 事前開示及び株主意思の重視

当社は、株主・投資家の皆様及び買付者等の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

また、本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合に限り、発効することとしております。また、本プランは、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従い、廃止されることになり、その意味で、本プランの継続だけでなく存続についても、株主の皆様の意思が反映されることとなっております。

さらに、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとしています。

以上の点からも、本プランは、株主の皆様の意思を最大限重視するものです。

##### 4. 独立性を有する社外取締役及び社外の有識者等の判断の重視及び第三者専門家等の意見の取得

本プランの発動等に際しては、当社経営陣から独立性を有する当社社外取締役及び/又は社外の有識者等から構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

また、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、当社の費用で、外部専門家の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

## 5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ. 3. (1)「本プランの発動に係る手続」(e)及び上記Ⅲ. 3. (2)「対抗措置発動の要件」に記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

## 6. デッドハンド型やスローハンド型の買収への対応方針ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年であり、監査等委員である取締役の任期は2年（但し、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、当該退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時まで）であります。監査等委員である取締役についても期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）でもありません。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、又は(ii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会の終結の時から本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社の社外取締役であった独立委員会委員が、取締役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を速やかに行う（但し、株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当て又はその他法令及び当社定款の下で可能な措置の発動又は不発動
  - ② 買付者等の大規模買付行為等に関する株主意思の確認
  - ③ 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
  - ④ 本プランの対象となる大規模買付行為等への該当性の判断
  - ⑤ 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - ⑥ 買付者等の大規模買付行為等の内容の精査・検討
  - ⑦ 買付者等との間の協議・交渉
  - ⑧ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
  - ⑨ 取締役会検討期間の延長の決定
  - ⑩ 株主意思確認総会招集の要否及びその目的の決定
  - ⑪ 本プランの修正又は変更に係る承認
  - ⑫ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑬ 当社取締役会又は当社代表取締役が別途独立委員会に諮問し、又は別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社又は当社グループ会社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 各独立委員会委員は、大規模買付行為等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の過半数が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。）し、その過半数をもってこれを行う。

以上

## 独立委員会委員略歴

本プラン継続時の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

氏名	略歴
たかつじ なるひこ 高辻 成彦 1977年10月4日生	2000年4月 経済産業省入省 2007年6月 株式会社三井住友銀行 企業情報部 2009年7月 株式会社ティー・アイ・ダヴリュ アナリスト 2011年6月 ナブテスコ株式会社 総務部 広報・IR担当 2013年1月 株式会社ユーザベース 分析チーム シニアアナリスト 2014年5月 いちよし証券株式会社 (株式会社いちよし経済研究所出向) シニアアナリスト 2020年7月 株式会社フィスコ 情報配信部 シニアエコノミスト兼シニアアナリスト 2021年4月 青山学院大学 大学院法学研究科ビジネス法務専攻 非常勤講師 2021年4月 多摩大学社会的投資研究所 客員研究員 2021年6月 当社社外取締役 (現任) 2021年6月 ヤマシンフィルタ株式会社 社外取締役 (監査等委員) 2022年1月 情報経営イノベーション専門職大学 客員教授 2022年2月 日本ガバナンス・企業価値研究所 創業 所長・経済アナリスト (現任) 2022年4月 東京都市大学 共通教育部 非常勤講師 2022年6月 当社取締役会議長 2022年6月 NITTOKU株式会社 社外取締役 2024年4月 目白大学 経営学部 准教授 (現任) 2025年4月 目白大学 大学院経営学研究科 准教授 (兼任) (現任)
すずき ともお 鈴木 智雄 1958年1月31日生	1982年4月 日本電気株式会社入社 2003年10月 同社パーソナルソリューション企画本部 経理部長 2008年7月 NEC東芝スペースシステム株式会社 出向 統括マネージャー 兼 事業企画部長 2011年10月 同社経営企画部長 2012年6月 日本アビオニクス株式会社 常勤監査役 2020年6月 同社顧問 2021年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)
おおさと まりこ 大里 真理子 1963年4月22日生	1986年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 1992年6月 ノースウェスタン大学経営大学院 ケロッグビジネススクール修士号 (MBA) 取得 1992年9月 ユニデン株式会社 (現 ユニデンホールディングス株式会社) 入社 1997年6月 株式会社アイディーエス 取締役 2005年7月 株式会社アークコミュニケーションズ設立 代表取締役 (現任) 2016年6月 公益社団法人日本パブリックリレーションズ協会 理事 2018年4月 早稲田大学スポーツ科学科 非常勤講師 2019年4月 公益社団法人日本オリエンテーリング協会 副会長 2020年9月 ユニデンホールディングス株式会社 社外取締役 2021年11月 同社社外取締役 (監査等委員) 2022年6月 当社社外取締役 (現任) 2022年6月 公益社団法人日本ローイング協会 理事 (現任) 2023年6月 株式会社日本M&Aセンターホールディングス 社外取締役 2023年6月 一般財団法人全日本野球協会 理事 (現任) 2024年6月 当社取締役会議長 (現任)
たばた ちえ 田畑 千絵 1975年7月19日生	1998年4月 メリルリンチ日本証券株式会社 入社 2009年12月 弁護士登録 2010年1月 隼あすか法律事務所 入所 2015年6月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 入所 2016年6月 株式会社シーボン 社外監査役 2021年11月 須田洋平法律事務所 入所 2022年2月 燕総合法律事務所 パートナー弁護士 (現任) 2022年11月 株式会社Francfranc 社外取締役 (監査等委員) 2023年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)

(注) 1. 上記4氏と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。

2. 当社は、高辻成彦氏、鈴木智雄氏、大里真理子氏及び田畑千絵氏を東京証券取引所の定める

基づく独立役員として届け出ております。

以 上

当社の大株主の状況

2026年3月31日現在の当社の大株主の状況は、以下のとおりです。

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
エム・ティ興産株式会社	3,804,900	13.81
株式会社ミスミグループ本社	3,000,000	10.89
CLEARSTREAM BANKING S. A.	2,412,400	8.76
立花証券株式会社	1,262,600	4.58
大畑 雅稔	909,700	3.30
森久保 哲司	673,600	2.44
パンチ工業従業員持株会	666,490	2.42
森久保 有司	663,000	2.40
JP JPMSE LUX RE JEFFERIES IN TL LTD EQ CO	650,000	2.36
神庭 道子	431,000	1.56

(注) 持株比率は自己株式(86,281株)を控除して計算しております。

以上

共同協調行為等の認定基準

- ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。
- ※ 以下「当社の特定の株主」には、当該特定の株主の親会社及び子会社（当該特定の株主を含め、「特定株主グループ」という。）、特定株主グループの役員及び主要株主を含むものとする。
- 1) 当社株券等を取得している時期が、当社の特定の株主による当社株券等の取得又は重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
  - 2) 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか
  - 3) 当社株券等の取得を開始した時期が、当該特定の株主による当社株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、当該特定の株主による当社の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、又は本プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、当該特定の株主の行動に関連するイベントと近接しているか
  - 4) 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、当該特定の株主による当社株券等の取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
  - 5) 当該特定の株主が株券等を取得している（又は取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の株主のそれと重なり合っているか
  - 6) 上記5)の重なり合う期間において、当該他の上場会社（当該特定の株主とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
  - 7) 上記5)記載の当該他の上場会社において、当該認定対象者及び当該特定の株主（並びに当該認定対象者以外の者で当該特定の株主と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値の毀損のおそれはどの程度か
  - 8) 当該特定の株主との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか
  - 9) 当該特定の株主との間で、直接・間接に、役員（役員に相当する支配力を有すると認める者を含みます。）兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在

している又は存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係が存在するか

- 10) 当社に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この10)を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」又は「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」と認定してはならないものとする。）
- 11) 当社の事業や経営方針に関する言動等が当該特定の株主のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この11)を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」又は「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」と認定してはならないものとする。）
- 12) その代理人やアドバイザーが、当該特定の株主のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び/又は親族関係その他の人的関係があるなど、当該特定の株主との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）
- 13) その他、当該特定の株主との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以 上